

1. 件 名：新規制基準適合性審査に係る資料提出（柏崎刈羽7号炉）

2. 日 時：令和2年10月29日 18時35分～18時40分

3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

藤田審査チーム員、中村原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ 担当 他1名

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号炉の新規制基準適合性に係る保安規定変更認可申請書について、補足説明資料の一部が提出された。
- (2) 原子力規制庁から、本日提出のあった補足説明資料も含めて引き続き確認するとともに、必要に応じて指摘等を行っていく旨を伝えた。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料

- ・ 7項目の反映に伴う保安規定の変更について
- ・ 上流文書(設置変更許可)から保安規定への記載方針について
- ・ 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更への記載方針について
- ・ LCO, AOT及びサーベイランスの設定
- ・ 重大事故等対処設備に関わるサーベイランスの実施方法及び確認について
- ・ 新規制基準適用後の施設管理について
- ・ 設工認で抽出された運用内容整理
- ・ 原子炉施設保安規定に係る説明資料（保安規定と手順書との関連）
- ・ 誤操作防止に関する事項について
- ・ 中央制御室外原子炉停止盤（RS盤）に関する技術基準解釈と今後の対応について
- ・ 原子力防災体制の運用強化について
- ・ 重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における体制の整備について
- ・ 原子炉起動前の確認について
- ・ 格納容器内の火災防護について

- ・ 高圧代替注水系の運用について
- ・ 高濃度火山灰対応について
- ・ 保安規定第48条(格納容器内の酸素濃度)の変更について
- ・ 保安規定第39条 自動減圧系の窒素ガス供給圧力設定値の変更について
- ・ 復水貯蔵槽を水源とした原子炉隔離時冷却系の確認運転等について